

新規雇用誓約書

中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費補助金の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

- ・2025年12月時点で雇用している従業員はいません。
- ・2026年1月から補助事業完了日までの間に従業員を新たに雇用します。

西暦 2026 年 月 日

賃上げ環境整備補助金 2026 事務局 様

法人名（法人の場合） _____

代表者又は個人事業者等の氏名（自署） _____

※ゴム印不可

（留意事項）

- 1 従業員とは、中小企業基本法上の常時使用する従業員で、労働基準法第20条の「解雇の予告を必要とする者」を指します（代表取締役、取締役、個人事業主、専従者、日雇いの者、試用期間の者等は含みません）。
- 2 新たに従業員を雇用することで中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費補助金の申請を行う場合、通常枠の上限額及び補助率となります。
- 3 中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業費補助金にかかる実績報告書兼補助金交付申請書を提出する際、新たに雇用した従業員に対する労働条件通知書若しくはそれに類する書類を添えて提出してください。
- 4 補助金の交付決定通知があったにもかかわらず、補助事業完了日までに従業員を新たに雇用できなかった場合は、補助金の交付対象外となります。